

日本学生支援機構（JASSO）
平成30年度 障害学生支援理解・啓発セミナー
H30.10.23

分科会 1（国公立）



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

学生総合支援センター 障害学生支援ルーム
高等教育アクセシビリティプラットフォーム
特定准教授 舩越高樹
FUNAKOSHI Koju

INDEX:::::

- 1 : 障害のある学生を支援するにあたって必要なこと
- 2 : 学内外の連携支援体制づくりのポイント
- 3 : 教員の立場でできることは何かを考える
- 4 : 事務職員との連携



【今回のねらい】

**舩越が体制整備に携わるに当たり、
考えたポイントを追体験してください。**

障害学生支援担当が求められること



**障害学生支援関連事案への
助言・判断**



**障害関連の基本事項の確認と実行が
意外と役に立つ**



障害学生支援に近道なし！

Q1.

障害学生支援担当の業務とは？



障害学生支援担当部署に
どのような機能を持たせようかな？

Q1.障害学生支援担当の業務とは？

A 大学 障害学生支援室運用細則（抜粋）

（業務）

第〇条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 障害学生支援に係る**情報収集及び分析**に関すること。
- 二 障害学生支援に係る**企画立案**に関すること。
- 三 障害学生支援に係る**関係部局等との連絡調整**に関すること。
- 四 障害学生支援に係る**学外の関係機関との連携**に関すること。
- 五 障害学生支援に係る**啓発**に関すること。
- 六 障害学生支援に係る**教育研究**に関すること。
- 七 **障害学生の支援者養成**に関すること。
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な業務

機関ごと、担当者の位置づけによって内容は変わるが、どのような場合でも支援に関するコーディネートが業務の中心に位置づけられる。

Q2.

**障害学生支援とは何をするのか、
20文字以内で答えてください。**



**そもそも障害学生支援担当部署に
期待することは何だろうか？**

1：障害のある学生を支援するにあたって必要なこと

Q2.障害学生支援とは何をするのか、
20文字以内で教えてください。

**障害のある学生の
学ぶ権利を
保障すること**

Q3.
**障害のある学生の権利保障を
実行的なものにするために
必要な3つのことは何？**



**何をすれば障害のある学生を
支援したことになるんだろう？**

Q3.障害のある学生の権利保障を実行的なものにするために必要な3つのことは何？

① 不当な差別的取扱いの禁止

② 合理的配慮の提供

③ 体制整備・環境整備・啓発の実施

1 : 障害のある学生を支援するにあたって必要なこと

高等教育機関における合理的配慮の前に… 「事前的改善措置」

機会の確保

障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。

情報公開

障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受け入れ姿勢・方針を示すことが重要。

決定過程

権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。

教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。

支援体制

大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。

施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など。

個のニーズに応じた
「合理的配慮」
全学的に事前に取り組む
「事前的改善措置」

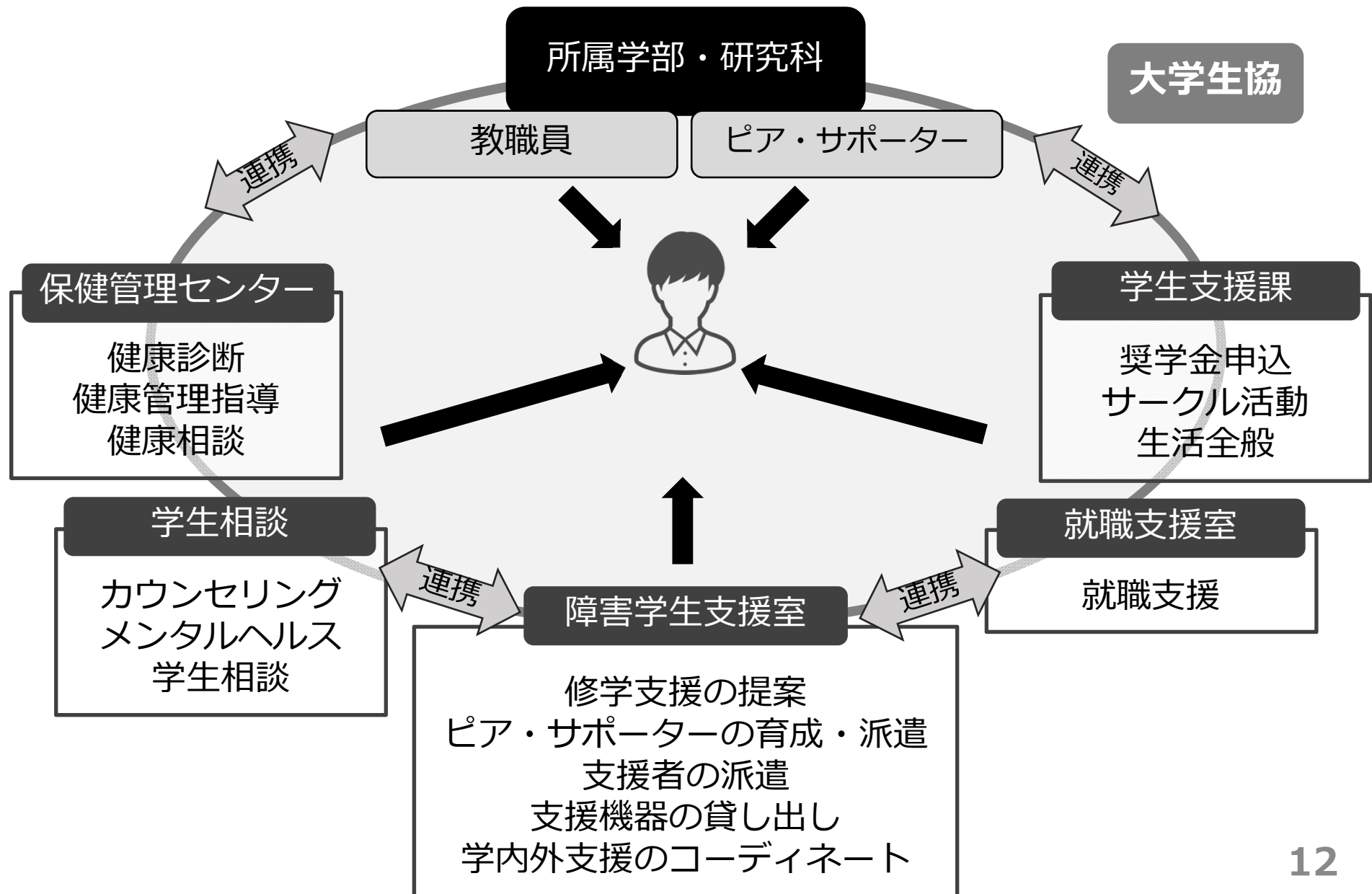
体制整備、対応要領、施設整備、ソフト整備等

Q4.
**障害学生支援に関連する
学内の機関と担当者名前を
すべて言えますか？**



**障害のある学生の支援
学内では誰が協力してくれるだろう？**

2：学内外の連携支援体制づくりのポイント>>>学内の支援機関モデル例

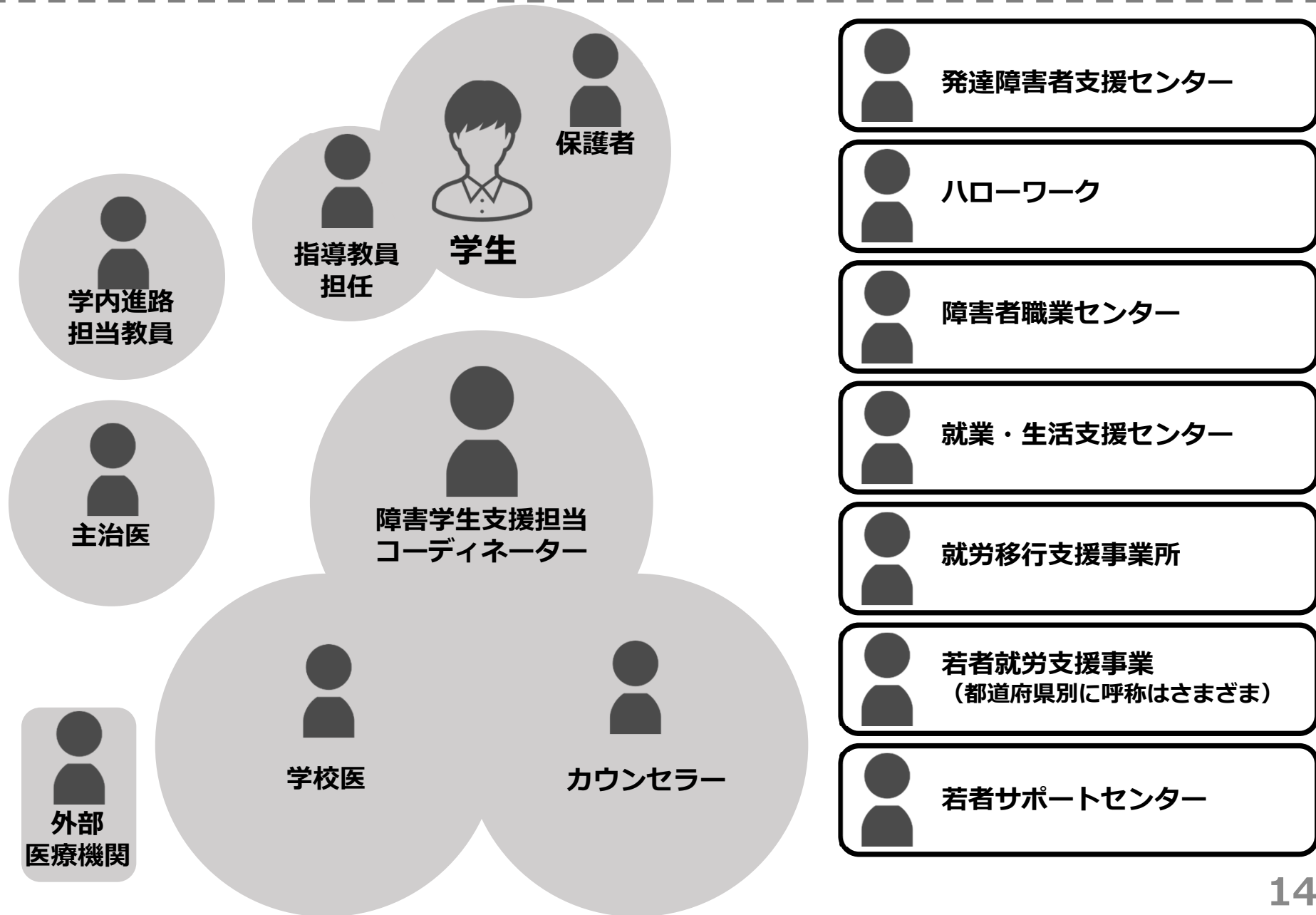


Q5.
**学外で活用できる
支援関連社会資源と担当者の名前を
言えますか？**



**障害のある学生の支援、近隣地域では
誰が協力してくれるだろう？**

2：学内外の連携支援体制づくりのポイント>>>> 学外支援ネットワーク



Q6.
**連携、連携と言っても掛け声だけで
うまくいきません。連携する上で
大事なことは何ですか？**



**どうしたら関係者皆で支援するという
雰囲気になるのだろうか？**

**Q6.連携、連携といっても掛け声だけでうまくいきません。
連携する上で大事なことは何ですか？**

- ① 自分の役割を自覚する。
- ② 連携相手の役割、専門性、得意分野を知る。
- ③ 互いに専門性を尊重し合う姿勢を大事にする。

「支援連携4ない運動」

抱え込まない
ひとり勝ちしない
けんかをしない
押し付けない

Q7.
**支援担当者が教員の場合に
求められることには
どんなことが想定できますか？**



**障害学生支援担当「教員」に
特に求められる課題は何だろう？**

**Q7. 支援担当者が教員の場合に求められることには
どんなことが想定できますか？**

**1 : 修学上の合理的配慮を多様な形で
展開するための知見の提供**

**2 : 高等教育における「学びのユニバー
サルデザイン」の導入**

**3 : 「セルフアドボカシー」の能力を
強化する取り組み**

3 : 教員の立場でできることは何かを考える

成績評価・教育の質保証と合理的配慮 合理的配慮で変更・調整可能なのは？



学生のニーズ

機能障害
できないこと
得意なこと

変更不可

各授業で
学生が習得
すべきもの

習得するための手段
評価方法

- 文献資料読解
- ディスカッション
- 講義
- レポート
- 筆記試験
- プレゼンテーション
- 実験方法

社会的障壁になりうるため
変更可

成績評価基準を調整すること、
学修内容の「本質部分」を省略することは不可。

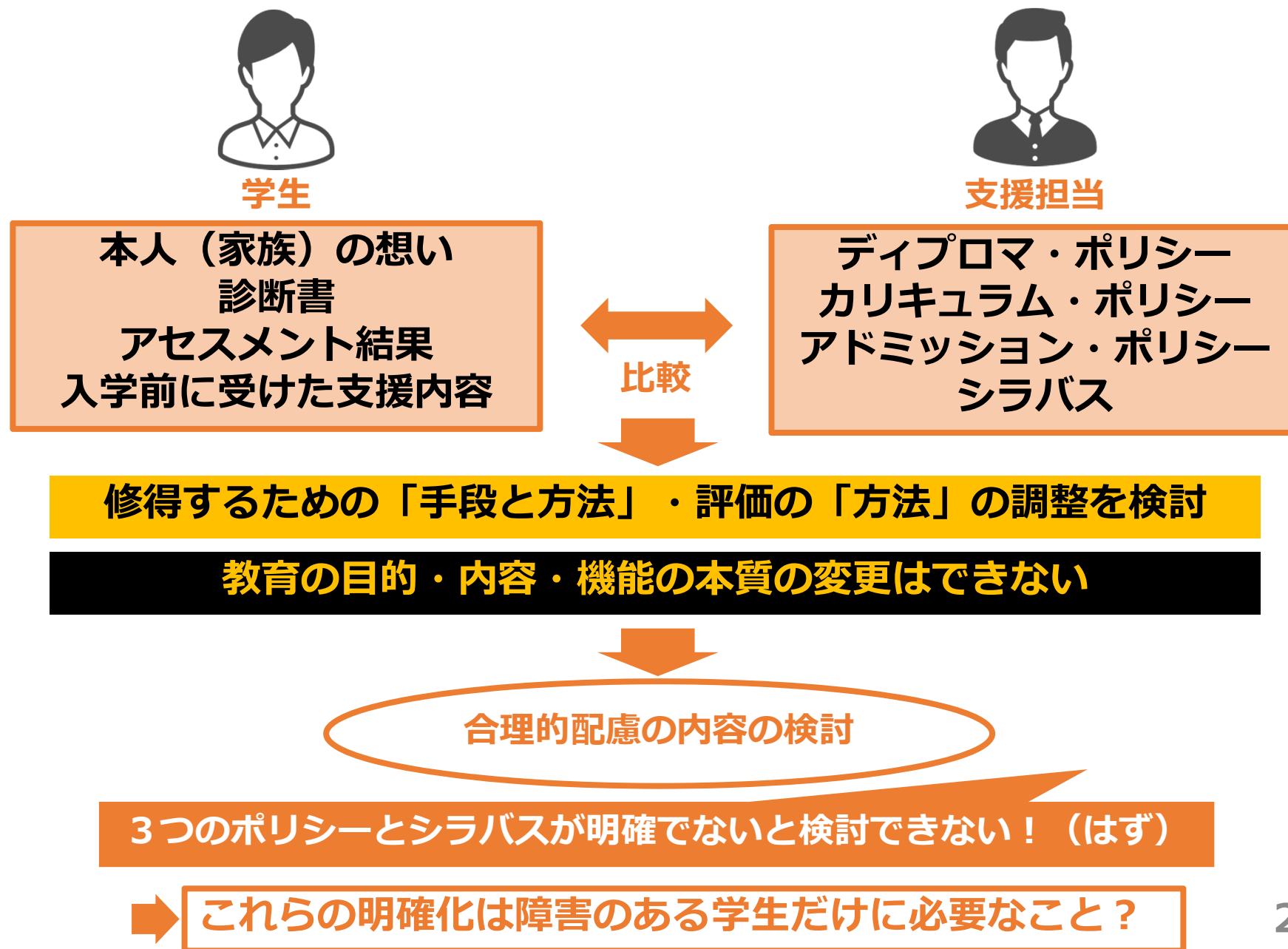
3 : 教員の立場でできることは何かを考える

成績評価における合理的配慮を実施するために必要なこと

3つのポリシーとシラバスの充実と明確化

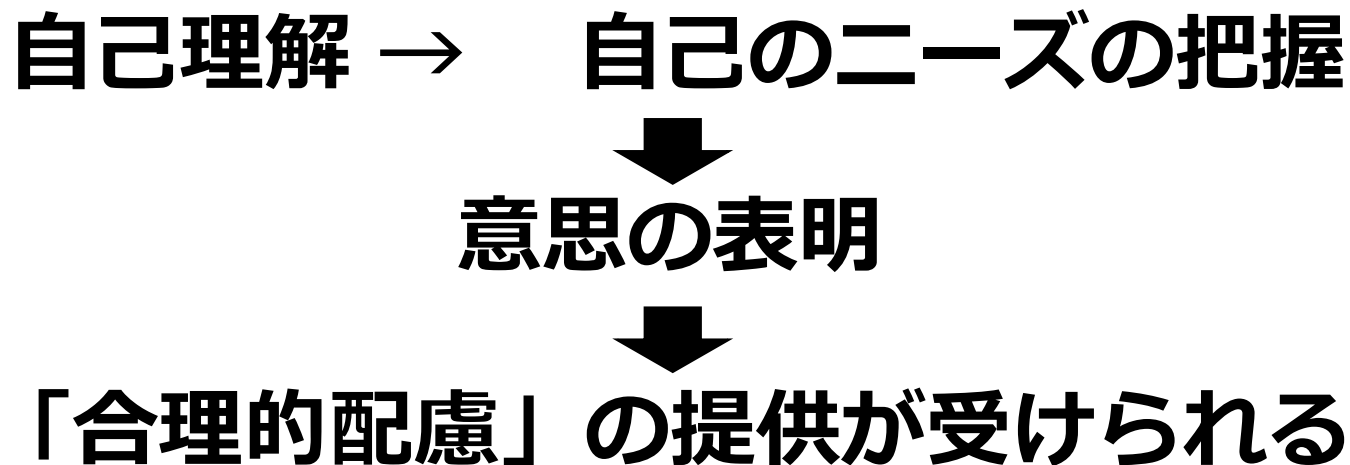
ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)	どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めたもの。
カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)	どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定めたもの。
アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)	どのように入学者を受け入れるかを定めたもの。受け入れる学生に求める学修成果を示す。具体的評価方法は募集要項等で公開。
シラバス (授業計画)	授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、評価基準を明記。

3 : 教員の立場でできることは何かを考える



セルフアドボカシー Self Advocacy 「自己権利擁護」

- ① 自主的な意思決定ができるようになる。
- ② 各自のニーズを表現する能力を身に着ける。
→ 自分の暮らしに関わるすべての決定を本人がコントロールできるということ。



Q8.
**支援担当者が就職活動（就労・社会
移行支援）にどのようにかかわるこ
とが想定されますか？**



障害のある学生の就職活動は複雑で、他にはない支援が必要になります。どんな形で役割分担と連携をすればいいのでしょうか。

就職活動における支援

- ・ 就活の始め方、進め方が分からない
(同級生、先輩との関係が希薄で、情報入手が困難)
- ・ 「働く」のイメージが描けない
- ・ 自分の苦手なことはたくさんあるが、得意なことがみつからない
(何を自己PRとすればよいのかわからない)
- ・ どのような仕事に就きたいのか、あるいは向いているのかわからない
- ・ 就きたい仕事と向いている仕事に乖離がある
- ・ 何度受けても面接がうまくいかず、その理由がわからない
- ・ 卒業論文、修士論文作成と同時並行で就職活動ができない
→進路未定のまま卒業することになる



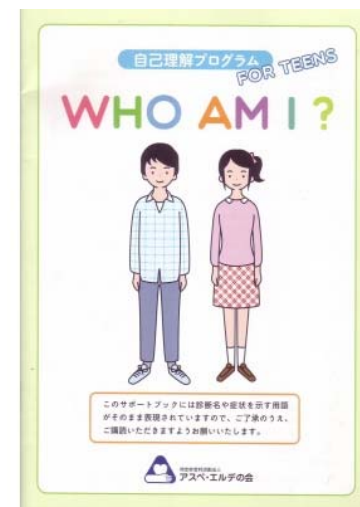
就職活動における支援連携

障害がある生徒が「思春期」を迎えて抱える苦悩

- 自分自身がわからない
- 自分のことを自分で決められない
- 周囲の人に、自分の抱える困難さや何を求めているのかをうまく説明できない

大学生・高専生は？

岐阜聖徳学園大学 安田和夫氏 講演資料より



障害学生支援担当

自己理解の促し
面接練習 (SSTとして)
連携コーディネーター



カウンセラー

「過緊張」対策
自律訓練法
メンタルケア



進路担当

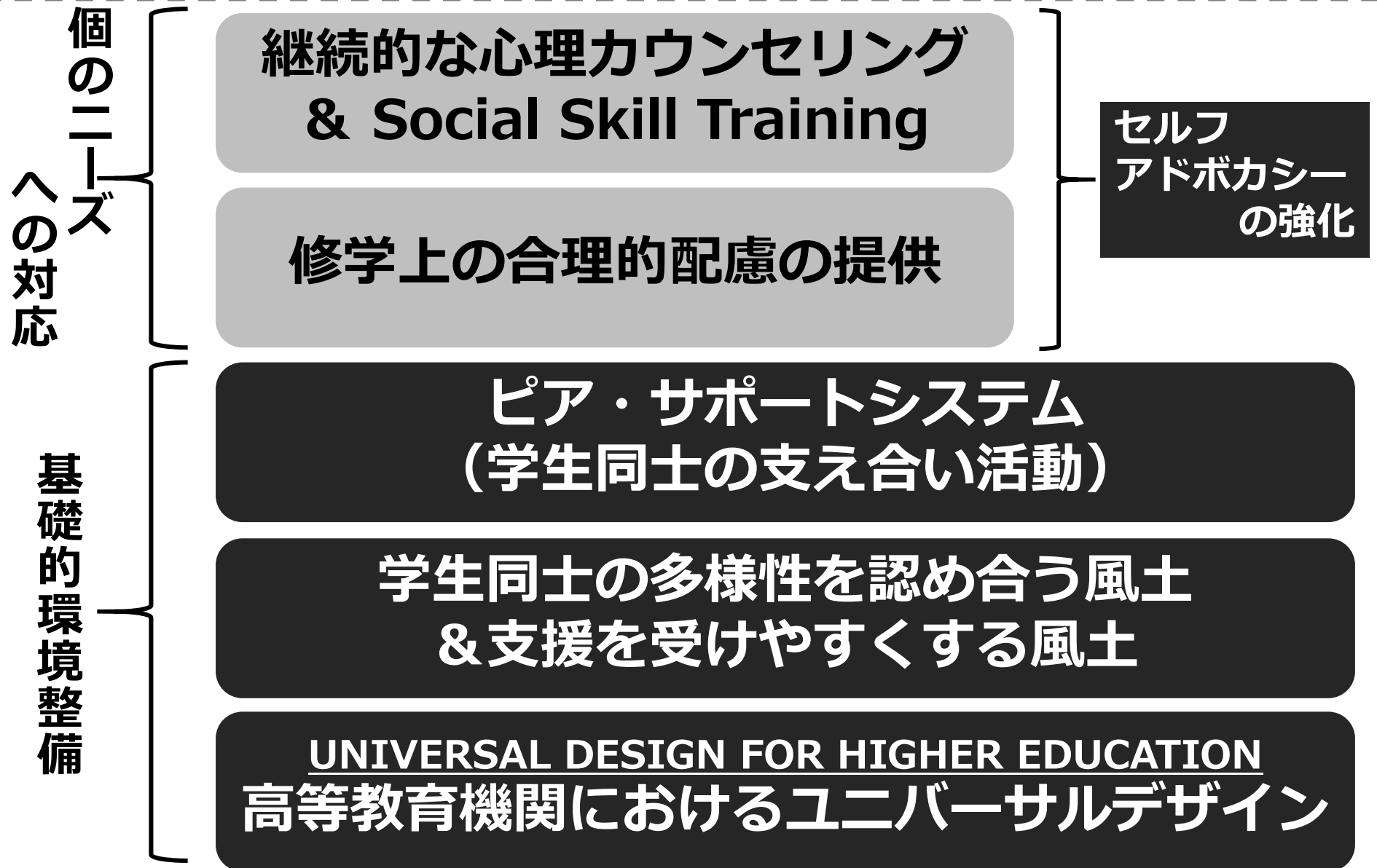
企業情報提供
エントリーシート作成
面接対策

Q9.
支援担当者が障害のない学生たちに対してどのようなかわりを持つことが想定できるか？



障害学生支援担当教員が相手にするのは障害のある学生だけ？

3 : 教員の立場でできることは何かを考える



※これらを学内専門職が各自役割分担して大学での学生支援実践に組み込んでいく

個別対応だけでなく、支援を受け入れる風土づくりもカギに

初年次セミナー = 全学部 1 年生対象

- ① **健康管理について**
- ② **学生相談について**
- ③ **障害学生支援や合理的配慮について**
- ④ **防災の話**

- ① **障害の社会モデルと障害者差別解消法について**
- ② **合理的配慮の対象**
- ③ **合理的配慮を受けるための相談と手続き方法**
- ④ **周囲で支援を受けている学生への理解と協力**

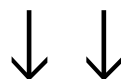
Q10. 教職連携を障害学生支援ではどの ように進めればよいのでしょうか？



障害のある学生の支援では教員と専門職の連携だけでなくそれを支える事務職員との連携も欠かせません。ではどう進めればよいのでしょうか？

**Q10.教職連携を障害学生支援では
どのように進めればよいでしょうか？**

障害学生支援は**高等教育機関では新しい分野**



前例のない取り組みがたくさん生じる



教員は事務職員が取り組みやすくなるような
エビデンスに基づく支援に取り組む必要がある。



事務職員からは**財務や法規そして手続き方法などの
情報**を障害学生支援担当者に提供してほしい。